

## 領域Ⅳ 配偶者暴力対策

### Ⅳ-1 配偶者暴力

#### 1. 各機関等における暴力相談件数・相談の状況

(全国・都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村)

#### 付表Ⅳ-1-1-1 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移(全国)

<相談件数>

(単位:件)

	総数	女	男
平成15(2003)年度	43,225	43,054	171
平成16(2004)年度	49,329	49,107	222
平成17(2005)年度	52,145	51,770	375
平成18(2006)年度	58,528	58,020	508
平成19(2007)年度	62,078	61,636	442
平成20(2008)年度	68,196	67,660	536
平成21(2009)年度	72,792	72,086	706
平成22(2010)年度	77,334	76,613	721
平成23(2011)年度	82,099	81,075	1,024
平成24(2012)年度	89,490	88,425	1,065
平成25(2013)年度	99,961	98,384	1,577
平成26(2014)年度	102,963	101,339	1,624
平成27(2015)年度	111,172	109,171	2,001
平成28(2016)年度	106,367	104,716	1,651
平成29(2017)年度	106,110	104,082	2,028
平成30(2018)年度	114,481	112,076	2,405
令和元(2019)年度	119,276	116,374	2,902

#### <施設の種別別相談件数(令和元年度分)>

(単位:箇所、件、%)

	施設数	件数	構成割合
婦人相談所	50	36,155	30.3
女性センター	33	20,812	17.4
福祉事務所・保健所	105	13,451	11.3
児童相談所	12	3,075	2.6
その他	87	45,783	38.4
合計	287	119,276	100.0

注:件数は、被害者本人からの相談件数

資料:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」  
(令和元年度分)

付表Ⅳ-1-1-2 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数(全国)

(単位:件)

	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
北海道	2,880	2,783	2,841
青森県	797	882	991
岩手県	1,780	1,762	2,175
宮城県	2,268	2,061	2,098
秋田県	606	649	933
山形県	470	449	615
福島県	1,488	1,477	1,627
茨城県	1,495	1,357	1,369
栃木県	2,247	1,892	2,063
群馬県	1,559	1,526	1,361
埼玉県	5,867	6,631	6,473
千葉県	7,404	8,622	8,638
東京都	14,098	17,578	19,868
神奈川県	4,918	7,060	8,016
新潟県	1,557	2,158	2,709
富山県	1,725	1,555	1,498
石川県	1,610	1,616	1,714
福井県	1,317	1,165	1,239
山梨県	1,023	1,127	1,371
長野県	607	921	829
岐阜県	1,530	1,613	1,545
静岡県	2,325	2,610	2,189
愛知県	2,189	1,858	1,812
三重県	311	311	442
滋賀県	868	850	929
京都府	5,964	6,333	6,360
大阪府	6,748	6,972	6,838
兵庫県	8,373	8,489	8,328
奈良県	830	822	818
和歌山県	681	874	587
鳥取県	558	674	626
島根県	789	770	853
岡山県	1,800	1,968	1,948
広島県	1,118	1,125	1,316
山口県	392	359	447
徳島県	2,046	2,079	1,819
香川県	522	669	751
愛媛県	577	642	689
高知県	631	880	930
福岡県	2,558	2,423	2,208
佐賀県	1,643	1,704	1,502
長崎県	1,593	1,691	1,687
熊本県	2,245	1,695	1,822
大分県	465	415	394
宮崎県	392	250	374
鹿児島県	1,225	1,373	1,692
沖縄県	2,021	1,761	1,942
全国	106,110	114,481	119,276

注1:全国287か所の配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談件数等を集計(平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年4月1日)

注2:東京都の相談件数は、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、港区家庭相談センター、板橋区、江東区、中野区、豊島区、葛飾区、練馬区、台東区、荒川区、北区、江戸川区、杉並区、新宿区配偶者暴力相談支援センターの相談件数の合計

資料:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」(令和元年度分)

付表Ⅳ－１－１－３ 都内相談件数の推移  
(東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)

(単位：件)

	相談支援センター(都内)	区市町村	警視庁
平成15(2003)年度	9,127	11,164	1,041
平成16(2004)年度	9,511	13,134	1,328
平成17(2005)年度	9,766	13,666	1,575
平成18(2006)年度	8,812	14,433	1,873
平成19(2007)年度	8,606	16,061	2,118
平成20(2008)年度	8,704	19,155	2,608
平成21(2009)年度	10,330	21,699	2,882
平成22(2010)年度	9,442	23,462	2,553
平成23(2011)年度	8,942	24,693	2,449
平成24(2012)年度	9,116	26,547	2,756
平成25(2013)年度	9,166	28,110	3,152
平成26(2014)年度	8,719	31,094	3,967
平成27(2015)年度	9,917	34,652	5,260
平成28(2016)年度	8,812	35,182	7,363
平成29(2017)年度	8,828	34,131	8,976
平成30(2018)年度	9,949	40,109	8,612
令和元(2019)年度	7,882	38,928	8,600

注1：相談件数には被害者本人以外からの相談も含む。

注2：都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

資料：東京都生活文化局調べ

付表Ⅳ－１－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性(都)

<被害者の性別>

(単位：上段 人、下段 %)

男性	女性	合計
191	6,823	7,014
2.7	97.3	100.0

<年齢>

(単位：上段 人、下段 %)

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
15	324	1,066	1,581	954	385	2,498	6,823
0.2	4.7	15.6	23.2	14.0	5.6	36.6	100.0

<加害者との婚姻関係>

(単位：上段 人、下段 %)

婚姻届出あり	婚姻届出なし	届出有無不明	離婚済	生活の本拠を共にする交際相手、元交際相手	合計
5,871	110	29	489	324	6,823
86.0	1.6	0.4	7.2	4.7	100.0

注1：東京都配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター)が実施した配偶者等暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計(平成31(2019)年4月から令和2(2020)年3月)

注2：<年齢>と<加害者との婚姻関係>は、<被害者の性別>が「女性」の6,823人を対象に集計

注3：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

資料：東京都生活文化局調べ

## 2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

付表Ⅳ－１－２ 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移(全国)

<認知件数>

(単位:件)

	平成 16 (2004) 年	平成 17 (2005) 年	平成 18 (2006) 年	平成 19 (2007) 年	平成 20 (2008) 年	平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和 元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
件数	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210	28,158	33,852	34,329	43,950	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643

<配偶者暴力に係る対応の推移>

(単位:件)

	平成 16 (2004) 年	平成 17 (2005) 年	平成 18 (2006) 年	平成 19 (2007) 年	平成 20 (2008) 年	平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和 元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
医療関係者 からの通報 (法第6条第2項)	32	50	53	56	81	44	60	45	67	75	101	110	126	116	136	122	118
裁判所からの 書面の提出要求 (法第14条第2項)	1,541	2,025	2,172	2,162	2,618	2,722	2,774	2,460	2,985	2,788	2,967	2,794	2,505	2,223	2,092	1,959	1,745
裁判所からの 更なる説明要求 (法第14条第3項)	2	32	12	9	24												
裁判所からの 保護命令通知 (法第15条第3項)	1,774	2,178	2,247	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	2,379	2,576	2,415	2,143	1,859	1,726	1,663	1,460
接近禁止 命令のみ	1,176	1,657	1,722	1,680	506	320	236	147	179	161	185	175	135	126	118	92	106
退去命令の み	5	4	8	7	5	6	9	4	5	4	4	2	4	2	3	1	0
接近禁止命 令・退去命令	593	517	517	552	128	63	43	47	55	72	61	43	27	27	20	19	21
保護命令違反検挙 (法第29条)	57	73	53	85	76	92	86	72	121	110	120	106	104	80	71	71	76

注1: 認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2: 認知件数には、婚姻関係等が解消したのも平成16年12月2日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成20年1月11日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

資料: 警察庁「令和2年のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

### 3. 保護命令発令件数

付表Ⅳ－１－３ 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移(都・全国)

<都>

(単位:件)

	接近禁止命令	退去命令	接近禁止命令と 退去命令	計
平成18(2006)年	103	1	24	128
平成19(2007)年	89	0	31	120
平成20(2008)年	105(69)	0	43(29)	148(98)
平成21(2009)年	100(87)	0	36(31)	136(118)
平成22(2010)年	95(88)	0	20(14)	115(102)
平成23(2011)年	69(63)	1	13(13)	83(76)
平成24(2012)年	66(63)	1	19(18)	86(81)
平成25(2013)年	71(64)	0	14(12)	85(76)
平成26(2014)年	77(72)	1	25(24)	103(96)
平成27(2015)年	69(68)	0	18(15)	87(83)
平成28(2016)年	71(67)	0	9(9)	80(76)
平成29(2017)年	38(36)	1	9(8)	48(44)
平成30(2018)年	37(31)	0	6(6)	43(37)
令和元(2019)年	51(47)	0	7(6)	58(53)

注:( )は、平成20年、法改正により拡充された「電話等を禁止する命令等」が併せて発令された件数を内数として表示  
資料:警視庁「警視庁の統計」(平成31年・令和元年(2019年))

<全国>

(単位:件)

	認容（保護命令発令）件数	(1)被害者に関する保護命令のみ発令された場合						(2)「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3)「子への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		(4)「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		却下	取下げ等
		① 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	② 接近禁止命令・退去命令	③ 接近禁止命令・電話等禁止命令	④ 接近禁止命令のみ	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命令（事後発令）	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な親族等への接近禁止命令		
平成19 (2007)年	2,186	—	173	—	640	7	—	—	—	1,364	2	—	—	140	431
平成20 (2008)年	2,524	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21 (2009)年	2,411	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22 (2010)年	2,434	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23 (2011)年	2,137	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24 (2012)年	2,482	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504
平成25 (2013)年	2,312	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500
平成26 (2014)年	2,528	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436
平成27 (2015)年	2,400	—	—	632	—	—	—	510	—	972	—	286	—	139	431
平成28 (2016)年	2,082	—	—	565	—	—	—	471	—	798	—	248	—	144	406
平成29 (2017)年	1,826	—	—	536	—	—	—	389	—	699	—	202	—	135	332
平成30 (2018)年	1,700	—	—	430	—	—	—	357	—	689	—	224	—	120	357
令和元 (2019)年	1,591	—	—	400	—	—	—	337	—	644	—	210	—	99	308

注1:最高裁判所資料より作成。

注2:「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

注3:配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時にまたは被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される(表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である)。

資料:内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

#### 4. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

付表Ⅳ－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移(都)

(単位:件)

	計	単身	母子
平成13(2001)年度	336	175	161
平成14(2002)年度	489	212	277
平成15(2003)年度	614	276	338
平成16(2004)年度	609	283	326
平成17(2005)年度	608	286	322
平成18(2006)年度	643	258	385
平成19(2007)年度	542	205	337
平成20(2008)年度	576	259	317
平成21(2009)年度	563	219	344
平成22(2010)年度	436	160	276
平成23(2011)年度	457	154	303
平成24(2012)年度	508	157	351
平成25(2013)年度	497	176	321
平成26(2014)年度	540	220	320
平成27(2015)年度	560	233	327
平成28(2016)年度	501	203	298
平成29(2017)年度	460	173	287
平成30(2018)年度	382	142	240
令和元(2019)年度	384	154	230

注1:母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

注2:一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料:東京都生活文化局調べ

## 5. 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移

付表Ⅳ－１－５ 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移(全国)

(単位:人、%)

	要保護女子	うち夫等の暴力を理由とする者		同伴家族
		件数	構成比	
平成14(2002)年度	6,261	3,974	63.5	4,642
平成15(2003)年度	6,447	4,296	66.6	5,029
平成16(2004)年度	6,541	4,535	69.3	5,518
平成17(2005)年度	6,449	4,438	68.8	5,285
平成18(2006)年度	6,359	4,565	71.8	5,478
平成19(2007)年度	6,478	4,549	70.2	5,529
平成20(2008)年度	6,613	4,666	70.6	5,532
平成21(2009)年度	6,625	4,681	70.7	5,535
平成22(2010)年度	6,357	4,579	72.0	5,509
平成23(2011)年度	6,059	4,312	71.2	5,187
平成24(2012)年度	6,189	4,373	70.7	5,376
平成25(2013)年度	6,125	4,366	71.3	5,498
平成26(2014)年度	5,808	4,143	71.3	5,274
平成27(2015)年度	5,117	3,722	72.7	4,577
平成28(2016)年度	4,624	3,214	69.5	4,018
平成29(2017)年度	4,172	3,000	71.9	3,793
平成30(2018)年度	4,052	2,814	69.4	3,536

注:一時保護委託分を含む。

資料:厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課「婦人保護事業実施状況報告の概要」(平成30年度)



## 6. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移(全国)

付表Ⅳ－１－６ 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移(全国)

(単位:件)

	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	
殺人	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052	1,120	971	944	
うち配偶者	215	206	218	179	192	200	152	184	
うち夫によるもの	133	127	126	117	107	126	99	114	
傷害	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589	19,724	18,991	19,093	
うち配偶者	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346	1,339	1,282	1,523	
うち夫によるもの	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255	1,268	1,212	1,437	
うち傷害致死	173	135	138	139	104	129	112	110	
うち配偶者	18	14	20	15	10	15	15	11	
うち夫によるもの	16	12	17	14	8	11	12	11	
暴行	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203	21,660	21,006	21,529	
うち配偶者	234	290	379	707	933	1,045	1,082	1,452	
うち夫によるもの	230	284	359	671	870	975	1,013	1,376	
合計	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844	42,504	40,968	41,566	
うち配偶者	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471	2,584	2,516	3,159	
うち夫によるもの	1,574	1,554	1,749	2,082	2,232	2,369	2,324	2,927	
	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
殺人	941	884	858	934	864	810	846	819	874
うち配偶者	158	153	155	157	147	158	157	153	158
うち夫によるもの	89	93	106	90	82	87	87	85	85
傷害	18,591	20,590	20,444	20,180	19,558	19,427	18,919	18,601	17,915
うち配偶者	1,415	2,183	2,154	2,697	2,652	2,659	2,682	2,684	2,639
うち夫によるもの	1,325	2,060	2,015	2,538	2,504	2,486	2,482	2,489	2,420
うち傷害致死	118	102	99						
うち配偶者	9	15	10						
うち夫によるもの	7	12	8						
暴行	21,541	23,167	22,717	24,297	25,101	25,319	25,273	26,137	25,491
うち配偶者	1,518	2,121	2,135	2,953	3,743	4,032	4,225	4,830	4,987
うち夫によるもの	1,415	1,996	1,999	2,750	3,467	3,705	3,855	4,386	4,481
合計	41,073	44,641	44,019	45,411	45,523	45,556	45,038	45,557	44,280
うち配偶者	3,091	4,457	4,444	5,807	6,542	6,849	7,064	7,667	7,784
うち夫によるもの	2,829	4,149	4,120	5,378	6,053	6,278	6,424	6,960	6,986

注1:解決事件を除く。

注2:配偶者には内縁関係にある者を含む。

注3:いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的の殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料:警察庁「年間の犯罪」

## 7. 配偶者間における犯罪の検挙状況

付表Ⅳ－１－７ 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比(全国)

### <殺人>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成28(2016)年	158	87	55.1	71	44.9
平成29(2017)年	157	87	55.4	70	44.6
平成30(2018)年	153	85	55.6	68	44.4
令和元(2019)年	158	85	53.8	73	46.2

### <傷害>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成28(2016)年	2,659	2,486	93.5	173	6.5
平成29(2017)年	2,682	2,482	92.5	200	7.5
平成30(2018)年	2,684	2,489	92.7	195	7.3
令和元(2019)年	2,639	2,420	91.7	219	8.3

### <暴行>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成28(2016)年	4,032	3,707	91.9	325	8.1
平成29(2017)年	4,225	3,858	91.3	367	8.7
平成30(2018)年	4,830	4,386	90.8	444	9.2
令和元(2019)年	4,987	4,481	89.9	506	10.1

注1:警察庁資料より作成。

注2:解決事件を除く。

注3:配偶者には内縁関係にある者を含む。

注4:いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料:警察庁「年間の犯罪」